

警務 甲達 第 29 号
警情 甲達 第 24 号
令和元年 8 月 6 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

公用車に整備された録音・録画が可能な機器の運用管理要領の制定について

この度、公用車に整備された録音・録画が可能な機器の運用及び管理に関し、別添のとおり「公用車に整備された録音・録画が可能な機器の運用管理要領」を定め、運用することとしたので、効果的かつ適正な運用を図られたい。

なお、小型警ら車用等ドライブレコーダー等運用管理要領の制定について（平成28年生地甲達第10号）は、廃止する。

別添

公用車に整備された録音・録画が可能な機器の運用管理要領

第1 目的

この要領は、公用車に整備された録音・録画が可能なドライブレコーダー等の機器（カーロケータシステム車載端末等の適正な運用について（平成31年生通甲達第2号）に規定するカーロケータシステムの車載端末等を除く。）及び当該機器により映像・音声記録された外部記録媒体の運用及び管理について必要な事項を定めることにより、適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 対象となる機器及び外部記録媒体

1 機器

公用車に常設されているドライブレコーダー並びに公用車用の可搬式ドライブレコーダー及び可搬式ICレコーダー（以下「ドラレコ等」という。）とする。

2 外部記録媒体

ドラレコ等に使用する目的で搭載されたSDカード及びICレコーダー内蔵メモリ（以下「SDカード等」という。）とする。

第3 準拠

ドラレコ等により記録された映像・音声データ（複製されたものを含む。以下「映像データ等」という。）及びSDカード等の取扱いについては、福井県警察における警察情報セキュリティに関する訓令（平成19年福井県警察本部訓令第3号）及びこれに基づく規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第4 体制

1 統括運用管理者

- (1) 本部の警務課に統括運用管理者を置き、本部の警務課長（以下「警務課長」という。）をもって充てる。
- (2) 統括運用管理者は、ドラレコ等及びSDカード等の運用に関する事務を統括管理するものとする。

2 運用管理者

- (1) ドラレコ等及びSDカード等を運用する所属に運用管理者を置き、当該所属長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、運用するドラレコ等及びSDカード等の適切な管理に努めるとともに、映像データ等の適正な取扱いを確保するための必要な事務を処理する。
- (3) 運用管理者は、映像データ等を公用車の運転に係る安全教育等に積極的に活用するものとする。

3 運用管理補助者

- (1) 運用管理者の下に運用管理補助者を置き、次席、副隊長、副校長又は副署長（福井警察署にあっては、運用管理者が指定する警視又は同相当職とする。）をもって充てる。
- (2) 運用管理補助者は、運用管理者を補佐し、配備されたドラレコ等及びSDカード等の適切な運用管理に努めるものとする。この場合において、運用管理者が不在の

場合は、運用管理者の指揮を受け、その業務を代行することができる。

4 取扱責任者

- (1) 運用管理補助者の下に取扱責任者を置き、警部又は同相当職の職員から運用責任者が指定する者をもって充てる。
- (2) 取扱責任者は、ドラレコ等及びSDカード等を適正に管理するとともに、ドラレコ等及びSDカード等の取扱いに関し、必要な指導教養を行うものとする。

5 取扱補助者

- (1) 取扱責任者の下に取扱補助者を置き、警部補又は同相当職の職員から取扱責任者が指定する者をもって充てる。
- (2) 取扱補助者は、ドラレコ等及びSDカード等の管理について取扱責任者を補佐するものとする。

6 使用者

ドラレコ等を活用して公用車を運転する者をいう。

第5 運用要領

1 趣旨

ドラレコ等は、公用車の安全な走行と公用車に係る交通事故の原因及び分析その他警察職員の交通安全教育に資するために活用するものとし、もって警察職員の安全運転意識の向上と公用車に係る交通事故の防止等を図る。

2 使用者の責務

使用者は、趣旨に基づきドラレコ等を適正に活用するものとし、活用に当たっては、みだりに個人のプライバシーその他県民の権利・利益を侵害することのないよう配慮しなければならない。

3 要領

- (1) ドラレコ等は、原則として公用車の運転開始から終了までの間、継続して映像を録画し、又は音声を録音するものとする。
- (2) 映像データ等は、専用の外部記録媒体に記録するものとし、原則として24時間を超えて保存しないものとする。
- (3) 映像データ等の活用は、次のとおりとする。

ア 運用管理者が映像データ等を活用する場合

- (ア) 公用車に係る交通事故及び交通違反の原因確認
- (イ) 警察職員に対する交通事故防止等に係る教養の実施
- (ウ) 車両走行に伴う職務執行の適正性の検証
- (エ) その他運用管理者が必要と認める場合

イ 他所属から映像データ等を複製して活用する旨の依頼があった場合

- (ア) 運用管理者は、警務課長から福井県警察の車両運転技能認定に関する訓令（平成29年福井県警察本部訓令第9号）第15条第2項の確認検査等において映像データ等を複製して閲覧したい旨の依頼があった場合又はその他の所属長が必要により映像データ等を複製して閲覧したい旨の依頼があった場合は、ドライブレコーダー等の映像データ等送付依頼書（別記様式第1号）の提出を受けるものとする。この場合において、警務課長又はその他の所属長（以

下「依頼所属長」という。)は、総括運用管理者に当該依頼書の写しを送付するものとする。

- (イ) 運用管理者は、取扱責任者と取扱補助者（取扱補助者が不在の場合は取扱責任者が指名した者）の2名の立会いの下、映像データ等を複製するものとする。
- (ロ) 運用管理者は、複製した映像データ等を依頼所属長に送付する場合には、ドライブレコーダー等の映像データ等送付書（別記様式第2号）に当該外部記録媒体を添付して送付するものとする。この場合において、映像データ等を複製する外部記録媒体は、原則として依頼所属長が準備した公用の外部記録媒体とし、外部記録媒体を受領後、依頼所属長が運用管理者に受領書を送付するものとする。
- (エ) 複製した映像データ等の保存期間は、原則として受領日から1か月とし、保存期間を延長する必要がある場合には、ドライブレコーダー等の映像データ等保存期間延長報告書（別記様式第3号）を総括運用管理者に提出するものとする。

ウ 事件捜査に活用する場合

ドライブレコーダー等に記録されている映像データ等を事件捜査の目的で活用する場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づき行うものとする。

4 ドラレコ等及びSDカード等の管理及び点検

(1) 管理

- ア SDカード等は、外部記録媒体管理システムに登録し、管理すること。
- イ 公用車に常設されたドライブレコーダー用のSDカードは、原則として使用する公用車を固定し、当該ドライブレコーダーに常時搭載しておくこと。
なお、当該SDカードを他のドライブレコーダーに使用する場合は、外部記録媒体管理システムにより変更登録をすること。
- ウ SDカードを公用車から持ち出して活用する場合又は専用のSDカードを搭載した可搬式ドライブレコーダー若しくは可搬式ICレコーダーを公用車に設置するなどして運用する場合は、外部記録媒体管理システムによる事務手続を行うこと。
- エ ドライブレコーダーが常設されている公用車を長期間使用しない場合又は民間の自動車修理業者に点検修理を依頼する場合は、当該ドライブレコーダーに搭載されているSDカードを取り外すこと。
なお、取り外したSDカードは、施錠設備のある保管庫に保管すること。

(2) 点検

- ア 取扱責任者は、月に1度、福井県警察の車両管理に関する訓令（平成13年福井県警察本部訓令第13号）に基づく車両の点検に併せて、公用車に常設されているドライブレコーダー及び搭載されているSDカードの異常の有無について点検を実施し、その結果を常設ドライブレコーダー点検実施表（別記様式第4号）に記載して運用管理者に報告すること。
- イ 取扱責任者は、映像データ等が正確に記録されるよう定期的にSDカード等の

データを消去すること。

ウ 取扱責任者は、ドラレコ等及びSDカード等に故障を認めたときは、遅滞なく運用管理者に報告すること。

第6 指導教養の実施

- 1 統括運用管理者は、ドラレコ等の適正かつ効果的な運用に資するため、関係所属の警察職員に対し、ドラレコ等の適正な運用管理等について、必要な指導教養を行うものとする。
- 2 運用管理者は、自所属の警察職員に対し、ドラレコ等及びSDカード等の取扱い並びにその他の諸手続について、必要な指導教養を行うものとする。

第7 関係書類の保存

この通達に定める各様式の保存期間は、会計年度で1年間とする。

第8 留意事項

- 1 ドライブレコーダーが設置されている公用車から離れる場合は、確実にドアを施錠すること。
- 2 SDカード等及び映像データ等が複製された外部記録媒体については、紛失・盗難防止措置を徹底すること。
- 3 SDカード等には、ドラレコ等における映像・音声を記録する目的以外でデータを保存しないこと。
- 4 SDカード等は、ふくいECHOネット以外のシステムに接続しないこと。

別記様式第 1 号

ドライブレコーダー等の映像データ等送付依頼書

〇〇第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇 長 殿
(運用管理者)

所 属 長 名

下記のとおり、貴所属管理に係る

・常設ドライブレコーダー
・可搬式ドライブレコーダー
・可搬式 I C レコーダー

 の映像データ等が必要ですので、当該データを複製し、当該外部記録媒体の送付を依頼します。

記

ドライブレコーダー等 搭載車両	車両番号 ()
運 転 者 等	【運転者】 〇〇課〇〇係 職 名 氏 名 【同乗者】 〇〇課〇〇係 職 名 氏 名
複製が必要な 映像データ等	年 月 日 時 分から 時 分までの 間に記録された映像データ等
映像データ等を 必要とする理由	

別記様式第2号

ドライブレコーダー等の映像データ等送付書

〇〇第 号
年 月 日

〇 〇 〇 〇 長 殿

所 属 長 名
(運 用 管 理 者)

年 月 日付け〇〇第 号により依頼のありました下記の映像データ等については、同封の外部記録媒体のとおり送付します。

なお、受領いたしましたら、別添受領書を作成の上、返送願います。

記

ドライブレコーダー等 搭載車両	車両番号 () 車種 ()
運転者等	【運転者】 〇〇課〇〇係 階 級 氏 名 【同乗者】 〇〇課〇〇係 階 級 氏 名
複製した 映像データ等	年 月 日 時 分から 時 分までの 間に記録された映像データ等
備 考	

ドライブレコーダー等の映像データ等保存期間延長報告書

〇〇第 号
年 月 日

警 務 課 長 殿
(統括運用管理者)

所 属 長 名

年 月 日付け〇〇第 号により、運用管理者である〇〇長から受領した映像データ等については、下記理由により保存期間を延長したいので報告します。

記

保存期間	受領日から 年 月 日まで
延長年月日	年 月 日まで
ドライブレコーダー等 搭載車両	車両番号 () 車種 ()
運転者等	【運転者】 〇〇課〇〇係 階 級 氏 名 【同乗者】 〇〇課〇〇係 階 級 氏 名
記録されている 映像データ等	年 月 日 時 分から 時 分までの間に記録された映像データ等
延長理由	

常設ドライブレコーダー点検実施表

車両番号 ()

点検月	運 用 者 管 理 者	運用管理 補 助 者	取 扱 者 責 任 者	点検年月日	異常の有無		点検者 (取扱補助者)
					常設ドライブレコーダー	S D カード	
4月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
5月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
6月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
7月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
8月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
9月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
10月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
11月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
12月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
1月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
2月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	
3月					・異常なし ・異常あり ()	・異常なし ・異常あり ()	